

## 志木市町内会サロン活動支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市と町内会とが連携し、地域の世代間交流の促進、住民間の交流等を推進するため町内会館等を活用して行う活動（以下「町内会サロン活動」という）を支援するため、志木市町内会サロン活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体は、町内会サロン活動を行う志木市町内会連合会事業費補助金交付要綱（平成10年4月1日制定）第1条に規定する連合会に加入する町内会とする。

### (補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費、支出項目及び補助額は、別表第1のとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 市長は予算の範囲内で、週1回を基本に町内会サロン活動を実施する場合は100,000円、週2回を基本に町内会サロン活動を実施する場合は200,000円を限度に年1回交付するものとする。  
2 年度の途中から町内会サロン活動を実施する場合は、補助金の限度額を別表第2のとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする町内会の長（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式の補助金交付申請書を提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付すると認めたときは、第2号様式の補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(請求書の提出)

第7条 前条の補助金の交付決定の通知を受けたとき申請者（以下「補助事業者」という。）は、第3号様式の補助金請求書により、市長に対して支払いを請求するものとする。

(内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付に係る町内会サロン活動の内容を著しく変更、中止又は廃止しようとするときは、第4号様式の承認申請書により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、第5号様式の事業実績報告書を当該町内会サロン活動の完了後、30日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び返還)

第10条 市長は、前条の事業実施報告書の提出を受けたときは、内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、第6号様式の補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金が支払われている場合は、期限を定めて返還させるものとする。

(書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業の収入及び支出等関係する書類を整備し、5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助対象経費		補助対象とする 支出科目
項目	説明	
1 運営費 事務費	経常的に使用する消耗品費、印刷費等の経費	報償費、謝金、費用弁償、需用費、消耗品費、印刷費、食糧費、光熱水費、役務費、通信運搬費、保険料、使用料、会場借上料、及び機材借り上げ料
2 事業費 事業経費	サロン活動として取り組む事業の経費	
その他市長が認めた経費		

別表第 2 (第 4 条関係)

(単位：円)

開始月 / 基本とする 実施回数	週 1 回	週 2 回
4 月	1 0 0 , 0 0 0	2 0 0 , 0 0 0
5 月		
6 月	8 5 , 0 0 0	1 7 0 , 0 0 0
7 月		
8 月	7 0 , 0 0 0	1 4 0 , 0 0 0
9 月		
1 0 月	5 0 , 0 0 0	1 0 0 , 0 0 0
1 1 月		
1 2 月	3 5 , 0 0 0	7 0 , 0 0 0
1 月		
2 月	2 0 , 0 0 0	4 0 , 0 0 0
3 月		